

東京都公報

発行
東京都

目次

- 不健全図書類の指定……………
- …（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…一
- 公共測量の実施（六件）……………
- …（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 市街地再開発組合の設立認可……………
- …（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………
- …（環境局総務部環境政策課）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- …（環境局環境改善部化学物質対策課）…五
- 森林法第百八十九条の揭示……………
- …（産業労働局農林水産部森林課）…六
- 都道の区域変更（二件）……………
- …（建設局道路管理部路政課）…七
- 都道（首都高速道路）の区域の変更……………
- …（同）…二
- 平成三十年東京都告示第百九十二号（道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託）の一部改正……………
- …（警視庁）…三

告 示（教）

告 示（交）

- 東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館…三
- 東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………
- …（主税局課税部課税指導課）…三
- 都市計画の案…（都市整備局都市基盤部交通企画課）…三
- 管理処分計画の変更……………
- …（都市整備局市街地整備部再開発課）…三
- 東京都水道局武蔵村山サービステーションの廃止……………
- …（水道局）…三
- 東京都水道局東和サービステーションの設置……………
- …（同）…三

公 告

告 示

●東京都告示第千六百七十八号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二八二	雑誌	DONKEY COMICS	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
		IC S	
		スポーツニクコミック	
		ヨガリすぎておかしくなりそう	

五六六一〇五
株式会社総合図書

●東京都告示第千六百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、日野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 日野市
- 二 測量の種類 公共測量（デジタル撮影）
- 三 測量の区域 日野市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第千六百八十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同月十七日まで

●東京都告示第六百八十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同月十七日まで

●東京都告示第六百八十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同月十七日まで

●東京都告示第六百八十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、三鷹市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 三鷹市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 三鷹市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同年二月二十八日まで

●東京都告示第六百八十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、調布市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 調布市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 調布市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同月十七日まで

●東京都告示第六百八十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき日本橋一丁目中地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定によ

り、次のように告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 日本橋一丁目中地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成三十年十二月十四日から平成三十九年三月三十一日まで
- 三 施行地区 中央区日本橋一丁目地内
- 四 事務所の所在地 中央区日本橋一丁目八番三号
- 五 設立認可の年月日 平成三十年十二月十四日
- 六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日
- 七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成三十一年一月十二日

●東京都告示第六百八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条
第一項第五号
の規定による
道路

平成三十年
十一月二十
八日

東村山市青葉
町三丁目二十
五番二十七の
一部

延長
一・二八
幅員
四・〇〇

●東京都告示第千六百八十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、東武鉄道東上本線(大山駅付近)連続立体交差事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

板橋区 板橋二丁目、大山金井町、大山東町、大山町、栄町、仲町、中板橋及び弥生町の区域
二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都
東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

東武鉄道株式会社

取締役社長 根津 嘉澄

墨田区押上二丁目十八番十二号

三 対象事業の名称及び種類

東武鉄道東上本線(大山駅付近)連続立体交差事業

鉄道の改良

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、東武鉄道東上本線の大山駅付近約一・六キロメートルの区間を連続立体交差化するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、日影、電波障害、景観及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年一月十八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに平成三十年十二月三十一日、平成三十一年一月二日及び同月三日を除く。

なお、平成三十年十二月二十九日から平成三十一年

(二) 時間

一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。
午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 板橋区資源環境部環境政策課
板橋区板橋二丁目六十六番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成三十一年一月二十八日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課
郵便番号一六三―八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
日影	<p>事業の実施による日影の原因となる主な鉄道施設は、駅事務室等の駅施設の一部を除き、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制対象となるものではない。しかし、駅施設による日影は商業地域内に存在するため、本事業による日影規制の対象となるものではないが、評価の指標として、同法及び同条例の基準を参考にして評価した。</p> <p>工事の完了後において、鉄道施設による日影が生じるものの、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制時間を超える日影は生じない。</p> <p>なお、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設のうち、板橋看護専門学校及び東京都保健医療公社豊島病院の敷地の一部では冬至日の午後2時頃から午後4時頃にかけて、東京都健康長寿医療センターの敷地の一部では冬至日の午後1時頃から午後4時頃にかけて、山中児童遊園及び大山東町児童遊園の敷地の一部では冬至日の午後3時頃から午後4時頃にかけて日影が生じるもの、規制時間を超える日影は生じないと予測される。</p>
電波障害	<p>テレビ電波の受信障害は、地上デジタル放送においては、事業区間の西側に沿った一部の地域で高架橋橋端部から広域局で最大約20m、県域局で最大約60mまでの範囲で生じると予測され、また、衛星放送においては、事業区間の東側で高架橋橋端部から最大約30mまでの範囲で生じると予測される。本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブルテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。</p> <p>また、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合にも、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、同様の措置を実施する。</p> <p>パルスノイズ障害については、テレビ画面に影響を及ぼすほどの障害は生じないものと予測される。</p> <p>フラックター障害の範囲は、遮蔽障害の範囲内に収まることと予測される。これらの障害に関して、デジタル放送については、類似事例も少ないため、障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、ケーブルテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施する。</p> <p>これらにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足する。</p>

別記(原文のまま記載)	環境に及ぼす影響の評価の結論
<p>地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。</p> <p>環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1に示すとおりである。</p>	<p>表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論</p>
予測・評価項目	評価の結論
<p>イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果は、47dB～70dBであり、各工種ともに、評価の指標である「環境確保条例」の報告基準と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>ウ 仮線区間の鉄道騒音</p> <p>仮線区間の鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間53dB～58dB、夜間48dB～54dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p> <p>エ 仮線区間の鉄道振動</p> <p>仮線区間の鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、55dB～65dBであり、予測値は現況値を上回るが、仮線を新たに敷設する箇所において、道床の整備を念に行うとともに、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施する等、鉄道振動の低減に努めることにより、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p> <p>フ 工事の完了後</p> <p>鉄道騒音</p> <p>鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間57dB～61dB、夜間53dB～57dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定める「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」を満足する。</p> <p>イ 鉄道振動</p> <p>鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、45dB～47dBであり、いずれも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p>	<p>(1) 工事の進行中</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果は、66dB～80dBであり、各工種ともに、評価の指標である「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)又は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)(平成12年12月東京都条例第215号)の報告基準を下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果は、47dB～70dBであり、各工種ともに、評価の指標である「環境確保条例」の報告基準と同等又は下回っており、評価の指標を満足する。</p> <p>ウ 仮線区間の鉄道騒音</p> <p>仮線区間の鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間53dB～58dB、夜間48dB～54dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p> <p>エ 仮線区間の鉄道振動</p> <p>仮線区間の鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、55dB～65dBであり、予測値は現況値を上回るが、仮線を新たに敷設する箇所において、道床の整備を念に行うとともに、車両及び軌道の定期的な検査、保守作業を実施する等、鉄道振動の低減に努めることにより、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p> <p>フ 工事の完了後</p> <p>鉄道騒音</p> <p>鉄道騒音の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点において、昼間57dB～61dB、夜間53dB～57dBであり、いずれの地点でも現況値を下回っており、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に定める「騒音レベルの状況を改良前より改善すること」を満足する。</p> <p>イ 鉄道振動</p> <p>鉄道振動の予測結果は、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点において、45dB～47dBであり、いずれも現況値を下回っており、評価の指標である「現況値を大きく上回らないこと」を満足する。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
景観	<p>事業区間周辺の主要な景観は、大山駅を中心に鉄道施設や低層及び中高層の住宅や商業施設、医療施設などが立ち並ぶ状況にある。その中で、東上本線は都市的景観要素の一部となっており、工事の完了後においても、主要な景観の構成要素はほとんど変化しない。また、現在、地平を走行している鉄道は工事の完了後に高架化されるが、将来の鉄道施設の高さは周辺建築物等を大きく上回ることはなく、事業区間周辺の都市的景観要素として融合するものと考えられる。</p> <p>加えて、高架橋や駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮する。</p> <p>代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが鉄道施設を中心に広がる商業施設や戸建て、中高層の住宅等となっている。その中に新たな都市的景観要素として高架橋等の鉄道施設が加わり、一部眺望の変化が認められるものの、鉄道施設は周辺環境と調和した都市的景観の一部となる。</p> <p>また、高架橋や駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮する。さらに、踏切が除却されることにより、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図る。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「多様な用途が調和し、緑あふれる、暮らしやすく誇りを感じる街並みを保全・創出する」を満足する。</p>
廃棄物	<p>既存構造物の撤去及び建設工事に伴い発生するコンクリート、アスファルト、鉄骨等の建設廃棄物、建設発生土については、再資源化率等の予測を99%以上、建設泥土については再資源化率の予測を98%以上とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月 東京都)に定める都関連工事の目標値を達成する。</p> <p>プラスチック、ガラス、クーラール等の建設廃棄物について、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>建設混合廃棄物について、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める都関連工事の目標値を達成するよう再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。再資源化が困難な建設廃棄物及び建設泥土、有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。</p>

●東京都告示第千六百八十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区中央三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シスー・ニージクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、江戸川区中央三丁目1615番の
 最北端とする。

【格子の回転角度】 5度0分0秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向
 及び南北方向に引いた線並びにこれらと平
 行して10m間隔で引いた線により形成されて
 いる格子を、起点を中心として、右回りに回
 転させた角度を示す。

【凡例】
 — 敷地境界
 - - 筆境界
 - - 単位区画
 ▨ 形質変更所要届出区域

西多摩郡檜原村字神戸 八〇二六番一及び二	池谷幸子	西多摩郡檜原村字数馬 七一四五番一	安藤昭男 安藤圭之	西多摩郡檜原村字本宿 五六九四番	井上孝次	指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所 通知の相手方	所在が不明な 通知の相手方	場 檜原村役 場	掲示場所
西多摩郡檜原村字神戸 八〇二六番一及び二	伊藤徳彦	小林理一 坂本榮吉 大久保豊次郎 山崎喜章 山崎伊三郎 小林泰藏 小林彦次 小林柳藏 小林由治 小林新平 大久保濱次郎 中村常三郎							
西多摩郡檜原村字神戸									

一 保安林の所在場所等

東京都知事 小 池 百合子

平成三十年十二月十四日

●東京都告示第千六百八十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条
 の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、
 保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林
 について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法
 第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示すると
 ともに、その要旨を次のとおり告示する。

八〇二七番一及び二	西多摩郡檜原村字神戸 八一八五番一	大谷太郎次 田中千代子 小林カネ子
西多摩郡檜原村字藤原 九三一七番	振屋喜久次 振屋三千年 土屋春義 高橋政之照 小泉亀吉 山本恵三 田ノ倉博 田之倉全 田之倉志馬次郎 小泉良正 小泉武一 田之倉實夫 小泉八喜蔵 小泉兼松 吉本大助 小泉嘉美 小泉瀆蔵 小泉鶴吉 小泉武秋 小泉忠利 小泉正助 田之倉勝径 小泉新策 小泉秀雄 小泉トヨ 小泉平作 船木弘子	

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第二千五百五十二号のとおり。

●東京都告示第千六百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

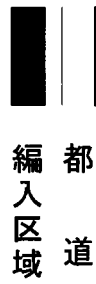
平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池百合子

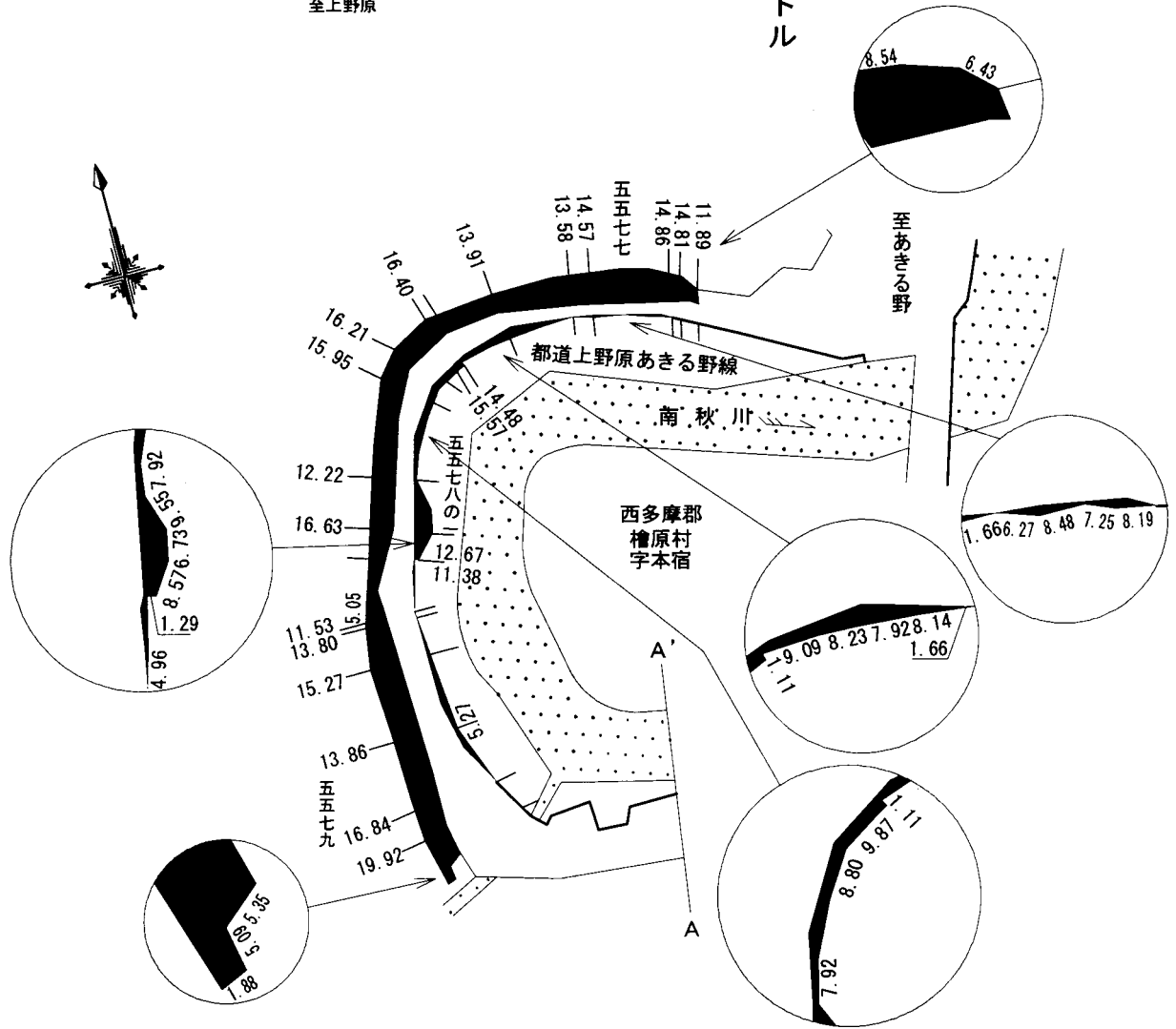
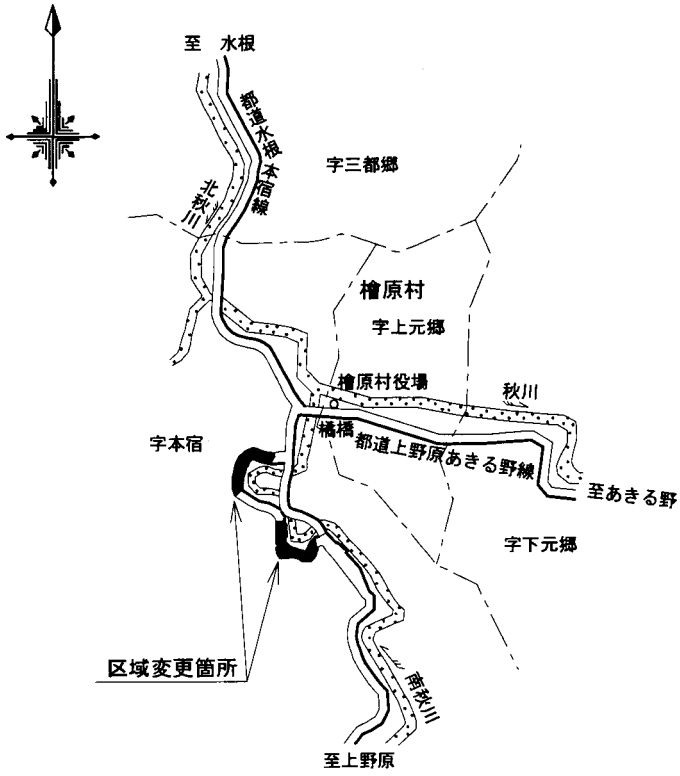
- 一 路線名 上野原あきる野
- 二 変更の区間 西多摩郡檜原村字本宿五千五百八十八番一地内から同所五千五百七十七番地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

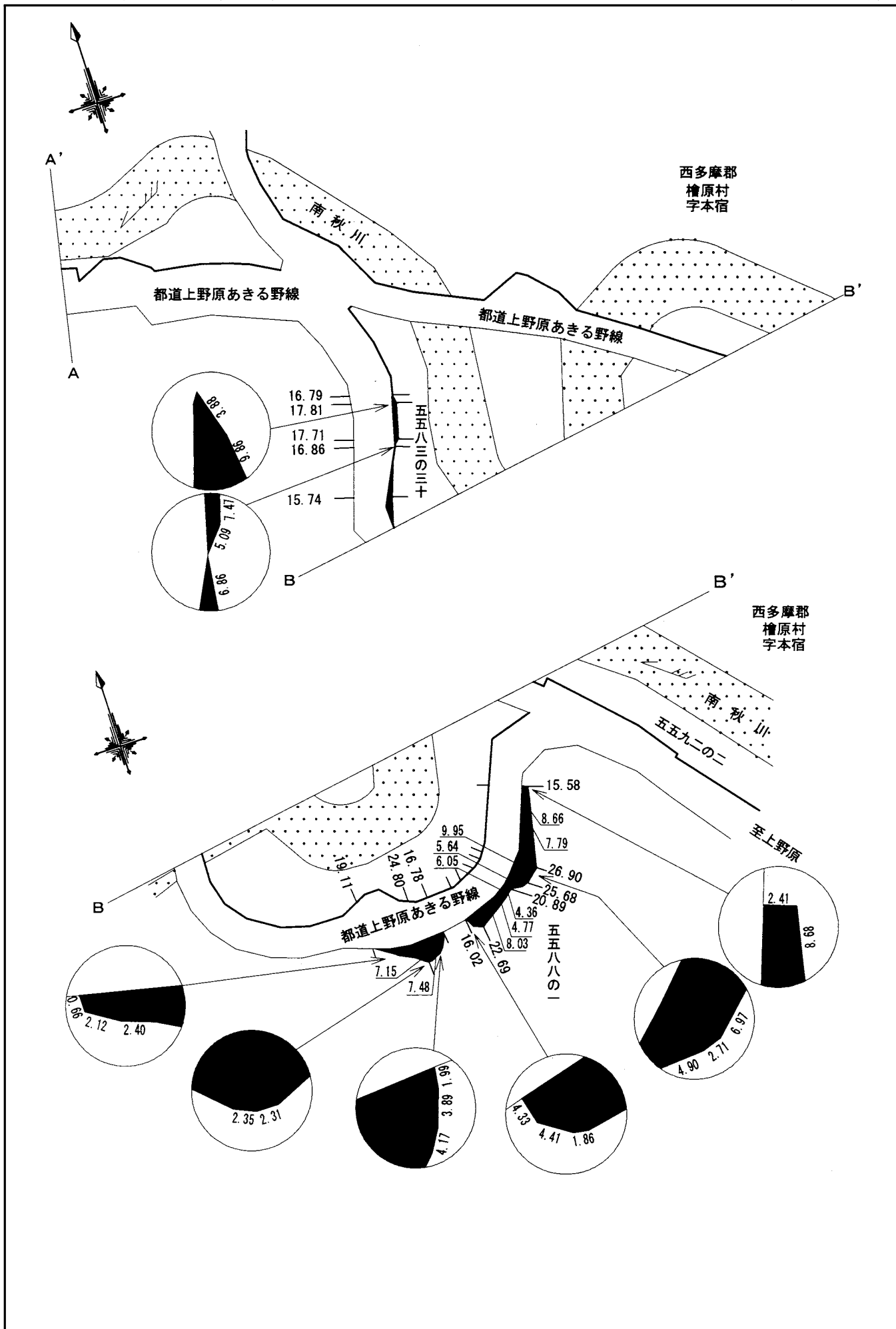
別図

都道上野原あきる野線区域変更略図
西多摩郡檜原村字本宿地内



延長 四〇九・一五メートル
面積 三、〇八〇・六五平方メートル





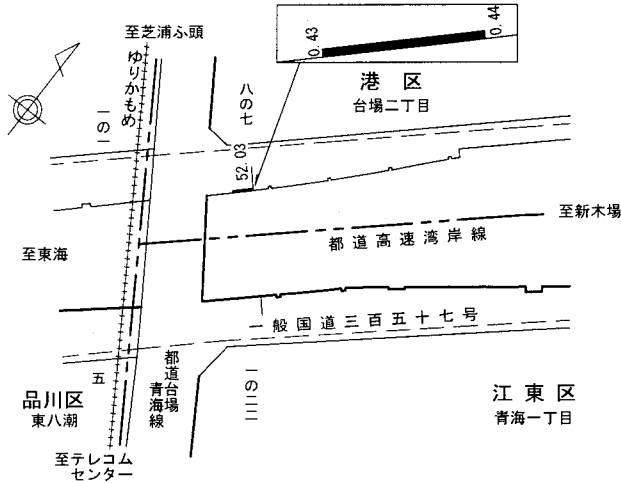
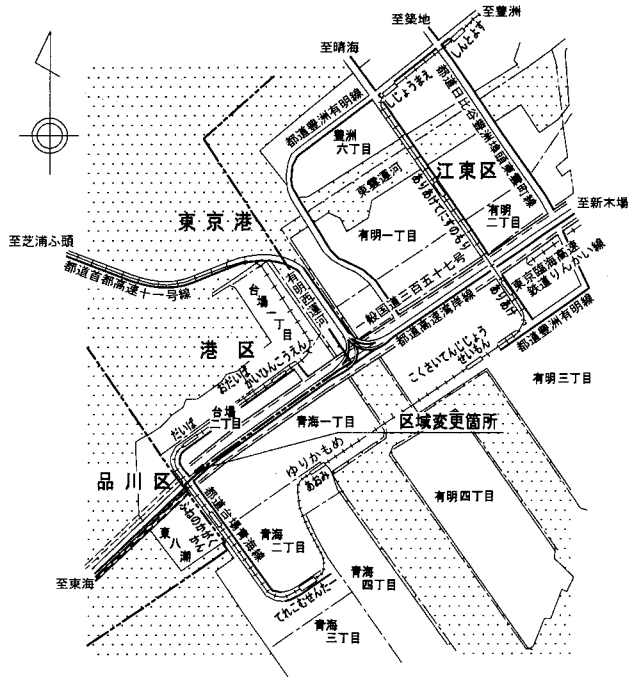
●東京都告示第千六百九十二号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八条第一項第九号の規定に基づき、平成三十年十一月八日、都道(首都高速道路)の区域を次のように変更した。

ついでには、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成三十年十二月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京東局において一般の縦覧に供する。
 平成三十年十二月十四日

別図

都道高速湾岸線区域変更略図
 港区台場二丁目地内

一般国道
 都道
 編入区域
 延長
 面積
 一〇・〇六メートル
 四・三七平方メートル



- 一 路線名 東京都知事 小池 百合子
- 二 変更の区間 高速湾岸線 港区台場二丁目八番七地先
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第六百九十三号

平成三十年東京都告示第五百九十二号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

一の表中株式会社日立自動車教習所の項を削る。

附則

この告示は、平成三十年十二月十五日から施行する。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第四十二号

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書及び第十一号ただし書の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

平成三十年十二月十四日

東京都教育委員会

一期日 平成三十一年一月十八日、同年二月十五日及び同年三月十五日

二 理由 設備等の保守点検のため

告 示 (交)

●交通局告示第十三号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

平成三十年十二月十四日

東京都交通局長 山手 斉

一 記念乗車券の名称

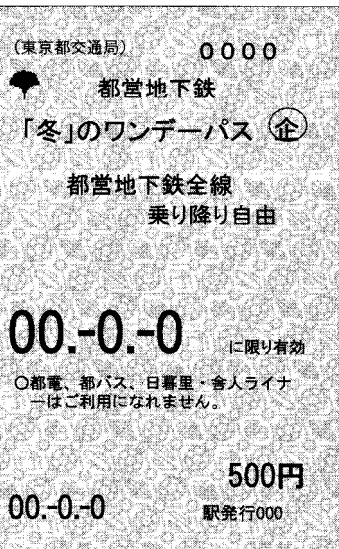
都営地下鉄「冬」のワンデーパス

二 記念乗車券の種類及び運賃

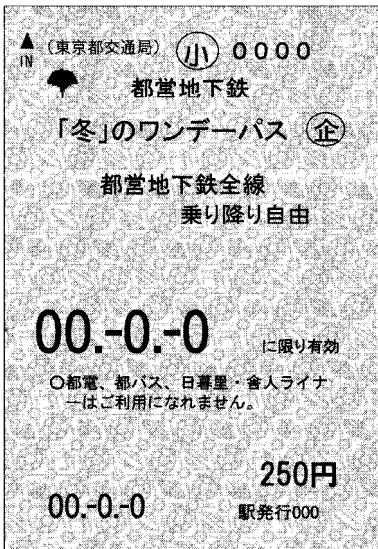
東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用



四 記念乗車券の発売期間

平成三十年十二月十五日から平成三十一年一月二十日

までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日並びに平成三十年十二月二十八日及び平成三十一年一月四日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができ。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日

名称 氏名 事業所の所在地

中央シエ 佐々木 理 文京区本郷二丁目 平成三十年五月

ル石油販 雅 十五番十三号 月三十一日

株式会社

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東

京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成三十年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画都市高速鉄道

東武鉄道東上 追加する部分
本線

板橋区板橋二丁目、大山金井町、
大山東町、大山町、仲町、弥生町
及び板橋各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び板橋区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

管理処分計画の変更について

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業(第六工区)の管理処分計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百十八条の十において準用する同法第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十二月十四日

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

一 第二種市街地再開発事業の名称
東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

中野区中野一丁目二番五号
東京都第二市街地整備事務所

四 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称
江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目及び同区小松川四丁目の各一部

五 管理処分計画の認可を受けた年月日
平成六年三月二十八日

六 管理処分計画について
都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)第四十六条の二第五号に掲げる軽微な変更をした年月日

平成三十年十二月三日

東京都水道局武蔵村山サービスステーションの廃止について

東京都水道局武蔵村山サービスステーションの廃止について、次のとおり公告する。

平成三十年十二月十四日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

一 名称
東京都水道局武蔵村山サービスステーション

二 所在地

武蔵村山市学園四丁目四十八番地の四

三 所管区域

東大和市及び武蔵村山市の区域

四 業務内容

(一) 水道使用に係る申込みの受付に関する事

(二) 水道料金、下水道料金、手数料、工費等の徴収及び収納に関する事

(三) 給水装置の新設、改造、撤去工事等の申込受付、設計審査、工事検査等に関する事

五 廃止年月日

平成三十一年一月十五日

東京都水道局東大サービスステーションの設置について

東京都水道局東大サービスステーションの設置について、次のとおり公告する。

平成三十年十二月十四日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

一 名称

東京都水道局東大サービスステーション

二 所在地

東大和市上北台三丁目四百四十七番地

三 所管区域

東大和市及び武蔵村山市の区域

四 業務内容

(一) 水道使用に係る申込みの受付に関する事

(二) 水道料金、下水道料金、手数料、工費等の徴収及び

収納に関する事。

(三) 給水装置の新設、改造、撤去工事等の申込受付、設

計審査、工事検査等に関する事。

五 設置年月日

平成三十一年一月十五日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001